平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。 表題の件につきまして情報提供いたします。

学会ホームページ 厚労省情報 https://www.ningen-dock.jp/other/mhlw#kannen

2019 年度 厚生労働省 肝炎患者等の重症化予防事業 「職域の肝炎ウイルス検査を受けた者への 初回精密検査費用助成」の開始

厚労省事業として、これまで初回精密検査費用の助成は、 「自治体検査」で陽性となった者が対象でしたが、 2019 年度より「職域で実施する」肝炎ウイルス検査(※1)も対象となりました。

陽性と判断された受診者は、

初回精密検査の費用を都道府県に請求(※2)することができます。

- ※1 例:会社の定期健診(人間ドック)の際に行った肝炎ウイルス検査
- ※2 償還払いとなります。

(受診者が費用を医療機関にいったん支払い、その後、 本人が申請を行い、市区町村等から費用の払い戻しを受ける)

■日本人間ドック学会への協力依頼

http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M421870&c=166079&d=849d

本助成制度について、学会会員への周知依頼を受けたことから、 今後もメール配信、学会誌、ニュースレター等で情報提供させて頂きます。

■会員様におかれましては

受診者、行政窓口より問い合わせが来る場合がありますので 施設内で本助成制度の周知をお願い申しあげます。

- (1)受診者ご本人が都道府県に請求を行いますので、 医療機関窓口での検査費用支払い方法に変更はございません。
- (2)受診者が都道府県に請求する際、

「肝炎ウイルス検査陽性の結果表(健診の結果表)」に 健保組合や会社名が記載されているか確認されます。 (職域の検査かどうかのチェック)

組合・会社名が記載されていない場合、

医療機関に行政窓口から照会がありますので、ご対応ください。

※照会文書ひな形

http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M421871&c=166079&d=849d

※組合・会社名が未記載の施設においては、 陽性者の結果表に以下の職域検査受検証明書を同封頂くよう 厚労省より推奨(お願い)されております。(任意です) https://www.ningen-dock.jp/other/mhlw#kannen

■助成についてお問合せ先

厚生労働省健康局

がん・疾病対策課肝炎対策推進室 TEL 03-5253-1111 (内 2943)

「肝炎総合対策」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/hourei.html

...

info@ningen-dock.jp